



縁(ゆかり)通信

(女性とシニアに役立つ情報をお伝えします)

今月は、知っておくと安心な「お金と働き方のお話し」をお届けします♪

キーワード 『これからの人生、自分らしく働く・支え合う』

【登場人物】

智子さん：70歳女性 札幌に引っ越してきた女性 ゆかり：行政書士

智子さん：「ゆかりさん！こんにちは。暑いわね💦」

実はね、いまパート先で『もう少し働く時間を増やしませんか？』って声を掛けてもらったの。一人暮らしだし、これからの生活資金を蓄えるためにも頑張りたいなと思ったんだけど・・・お友達がね『働きすぎると年金を減らされちゃうよ』って心配してくれたんだけど、どうしようか迷ってるの。

損しちゃうなら、働くのをセーブした方がいいよね」

ゆかり：「智子さんの働きぶりが認められたんですね、それはすごい良い話じゃないですか！そのお友達の心配は、“昔の話”で、誤解している人が、すごく多いんですよ。」

智子さん：「えっ、誤解なの？働いても年金は減らされないの？」

ゆかり：「そうなの、働きながらもらう年金のことを『在職老齢年金』って言うんですが、少し前に基準がグンと緩くなって、今は『お給料+毎月の年金』の合計が【50万円】までなら、年金は減らされずに丸々もらえるのよ！」

智子さん：「月50万円!?それなら、私のパート収入が増えても、全然気にしなくて大丈夫じゃないの。」

ゆかり：「普通にしっかり働いても、パート収入が月に50万を超えることは、まずありません(笑)だから『損するから働くのを控えよう』なんてガマンする必要は一切ないですよ。智子さんが元気に自分らしく働くことは、これからの生活の安心にも、生きがいにも繋がりますから、ガンガン働いてください(笑)」

智子さん：「よかった～それを聞いて、スッキリ気持ちが決まったわ、さっそくシフトを増やしちゃう♪」

在職老齢年金豆知識

年金が減られない「月50万円」の基準は、**手取りではなく「税金などが引かれる前の額**（総報酬月額総統額）」で計算します。

パートの収入ならほとんどの方が心配無用ですので、ガンガン働きましょう♪



新コーナー『ゆかりの相談室』テーマ～親の介護で仕事を辞めないで！～

最近、私の事務所に50代の働く女性から、こんな切実なご相談が増えています。

『実家の親の介護が本格化しそうで……。仕事を辞めて、自分が看病に専念すべきか悩んでいます』

ゆかり：「お気持ちは痛いほど分かります。でも私はそのたびに、『絶対に急いで仕事を辞めちゃだめです！』と強くお伝えしています。介護のために仕事を辞めてしまう『介護離職』は、ご自身のこれからの生活や経済的なリスクがとても大きくなってしまいうからなのです。」

相談者さん：「でも、私が仕事を休んで実家に通わないと、誰も親の面倒を見る人がいなくて……。」

ゆかり：「そうですね。でもね、介護は『家族だけで抱え込んで頑張るもの』ではなく、ケアマネジャーさんやヘルパーさんなど、プロの手を上手に借りて『仕事と両立させるもの』なんですよ。

国にも『介護休業』といって、仕事を辞めずに介護の体制を整えるための法律の制度があります。まずは仕事を辞める決断をする前に、地域の『地域包括支援センター』などの専門家に相談して『無理なく回る仕組み』を作ることが何より大切です。

自分の人生を守ることが、結果的に長く親を支える力になりますからね。

今月は新コーナーを作ってみました、たまに登場するかも？

また、来月もお楽しみに♪（何にしようか・・・テーマ募集中💧）

【編集後記】お祭りで、北海道神宮の山車(だし)を初めて間近で見ることができました。お囃子の音とともに札幌の街を練り歩く姿は、大迫力で本当に美しく、すっかり見惚れてしまいました。札幌の初夏の風物詩を肌で感じられて、なんだか心が洗われるような、とても特別なひとときでした。

発行 行政書士 塩崎由花里事務所

所在地 〒003-0029 北海道札幌市白石区平和通2丁目北1番9号

電話番号 090-8279-6075

お問合せメールアドレス info@shiozakiyukari.com HP <https://shiozakiyukari.com/>

遺言書の書き方が知りたい・相続の手続きは誰に頼めば良いのか分からない

忙しくて時間がない！ そんな女性とシニアの悩みを解決します！